

競争入札に参加する者に必要な資格

平成 18 年 3 月 30 日
告示第 41 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、市が発注する工事又は製造の請負、工事に係る測量、調査、設計若しくは監理（以下「建設業関連業務」という。）の委託、道路、河川、公園又は会館等公共施設の維持管理（以下「公共施設維持管理業務」という。）の委託、役務の提供及び物品の製造の請負、買入れ及び売払い（不用品の処分に限る。以下同じ。）に係る競争入札参加者に必要な資格を次のように定める。

第 1 建設工事の請負契約に係る競争入札参加者に必要な資格

（競争入札参加資格の申請に必要な要件）

- 1 競争入札参加資格（以下第 1 において「資格」という。）の申請をすることができる者は、次の要件を備えていなければならない。
 - (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 27 条の 29 第 1 項に基づく総合評定値の通知（以下「総合評定値通知」という。）を請求している者。
 - (2) 事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づいて設立されたもの。）の場合は、(1)のほかに経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明又は継続官公需適格組合証明を受けていること。
 - (3) 共同企業体の場合は、その構成員のそれぞれが(1)の要件を具備しているほか、別途必要と認める要件を定めた場合は、当該要件を満足していること。
 - (4) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
 - イ 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- 2 資格審査は、2 年に 1 回定期的に行うものとする。なお、市長が必要と認めるときは、随時の審査を行うことができるものとする。

（資格審査の申請）
- 3 資格審査の申請をしようとする者は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書、暴力

団排除に関する誓約書（別記様式）（以下第1において「申請書等」という。）を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

（資格の認定）

- 4 資格は、申請書等に基づいて審査し、法第2条第1項に定める建設工事の種別ごとに認定するものとし、土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事については、下表に掲げる工事の種類ごとの金額に対応する等級（以下「等級区分」という。）に格付する。

土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	等級
700万円以上	3,000万円以上	500万円以上	1,000万円以上	A
500万円以上 5,000万円未満	700万円以上 7,000万円未満	300万円以上 2,000万円未満	500万円以上 3,000万円未満	B
1,000万円未満	3,000万円未満	500万円未満	1,000万円未満	C
500万円未満				D

（注）この規定のうち等級区分は、次の(1)から(5)の一に該当する工事については適用しない。

- (1) 災害復旧工事等
- (2) 東海旅客鉄道株式会社等の施設に関連する工事
- (3) 特殊な機械又は特殊な工法を要する工事
- (4) 特別な理由により、施工管理上特に要する工事
- (5) 特別な理由により、急施を要する工事

（資格審査の項目）

- 5 資格審査は、下表のとおり行う。

審査項目 \ 工事種別	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	その他の工事
客観的事項 （経営規模等評価通知及び総合評点値通知における建設工事の種別ごとの総合評点）	○	○	○	○	○
主観的事項（工事成績）	○	/	/	/	/

（注）○は、審査項目である。

（認定者の名簿登載）

- 6 4の規定により認定された者は、競争入札参加資格者名簿に登載する。

（資格の有効期間）

- 7 4の規定により認定された資格の有効期間は、当該資格が認定された日の翌日から次の定期の審査に基づく資格の認定の日までとする。

（合併等による資格審査の申請）

- 8 資格を有する者（以下第1において「有資格業者」という。）から合併等により当該営業を継承した者（当該業種に関して建設業法第3条の許可を有する者に限る。）又は、相続等により当該営業を継承した者（当該業種に関して建設業法第3条の許可を有する者に限る。）は、その都度、建設工事入札参加資格継承審査申請書等（以下第1において「継承申請書等」という。）を提出することができるものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

（資格審査の特例）

9 継承申請書等を提出した者の資格の認定及び格付、認定者及び資格の有効期間については、4、5、6及び7の規定を準用する。この場合において、4中「申請書等」とあるのは、「継承申請書等」と読み替えるものとする。

(廃業等の届出)

10 申請書等又は継承申請書等を提出した者が、次の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。

- (1) 許可に係る建設業者が死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その精算人
- (5) 廃業したとき 本人又は役員

(変更の届出)

11 申請書等又は継承申請書等を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに変更届書等を提出するものとし、その他必要な事項は、別に定める。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所及び電話番号
- (3) 代表者
- (4) 許可を受けた建設業の区分
- (5) 組織（有限会社から株式会社への変更等）
- (6) 営業所等の名称、所在地、電話番号及び代理人（請負契約に関する権限を委任している場合）

(資格の認定の取消し等)

12 市長は、有資格業者が次の一に該当する者となったとき又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消し、当該有資格業者又は法第12条各号の一に掲げる者にその旨を通知するものとする。

- (1) 施行令第167条の4及び施行令第167条の11項1項に該当することとなった者
- (2) 法第3条第3項の規定により、その許可について効力を失うこととなった者
- (3) 法第29条の規定により、建設業の許可を取り消された者

第2 建設業関連業務委託に係る競争入札参加者に必要な資格

(競争入札参加資格の申請に必要な資格)

1 競争入札参加資格（以下第2において「資格」という。）の申請をすることができる者は、第1-1（4）アからオまでに掲げる者のいずれにも該当しない者及び次の各号に掲げる者以外の者とする。

- (1) 施行令第167条の4及び施行令第167条の11第1項に該当する者
- (2) 営業に関し法律上必要とする登録等（以下第2において「登録等」という。）を有しない者

(資格審査の実施)

2 資格審査は、2年に1回定期に行うものとする。なお、市長が必要と認めるときは、随時の審査を行うことができるものとする。

(資格審査の申請)

3 資格審査の申請をしようとする者は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・コンサルタント等）、暴力団排除に関する誓約書（別記様式）等（以下第2において「申請書等」という。）を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は別に定める。

(業種区分)

4 資格審査の業種区分は、次に掲げるものとする。

(1) 測量

(2) 建築関係コンサルタント業務（土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に係る調査、企画、立案若しくは助言を行う業務（以下第2において「建設コンサルタント業務」という。）のうち建築に関するものをいう。）

(3) 土木関係建設コンサルタント業務（建設コンサルタント業務のうち土木に関するものをいう。）

(4) 地質調査業務

(5) 補償関係コンサルタント業務

(資格の認定)

5 資格は、申請書等に基づいて、次に掲げる項目を審査し、希望業種区分ごとに認定する。

(1) 資格審査の申請書等を提出しようとする日の直前の営業年度の終了日からさかのぼって2年の業種区分別の年間平均実績高

(2) 自己資本の額

(3) 職員の数

(4) 営業年数

(認定者の名簿登載)

6 5の規定により認定された者は、競争入札参加資格者名簿に登載する。

(資格の有効期間)

7 5の規定により認定された資格の有効期間は、当該資格が認定された日の翌日から次の定期の審査に基づく資格の認定の日までとする。

(合併等による資格審査の申請)

8 資格を有する者（以下第2において「有資格業者」という。）から合併等により当該営業を継承した者（登録等を有する者に限る。）又は、相続等により当該営業を継承した者（登録等を有する者に限る。）は、その都度、測量・建設コンサルタント等入札参加資格継承審査申請書等（以下第2において「継承申請書等」という。）を提出することができるものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

(資格審査の特例)

9 継承申請書等を提出した者の資格の認定、認定者及び資格の有効期間については、5、6及び7の規定を準用する。この場合において、5中「申請書等」とあるのは、「継承申請書等」と読み替えるものとする。

(廃業等の届出)

10 申請書等又は継承申請書等を提出した者が、次の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。

(1) 死亡したとき その相続人

(2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者

(3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人

(4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その精算人

(5) 廃業したとき 本人又は役員

(資格の認定の取消し等)

11 市長は、有資格業者が次の一に該当する者となったとき又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消し、その旨を通知するものとする。

- (1) 施行令第 167 条の 4 及び施行令第 167 条の 11 第 1 項に該当することとなった者
- (2) 営業に関し法律上必要とする登録等を失うこととなった者
- (3) 死亡した者（個人）
- (4) 合併又は破産等により消滅又は解散した法人
- (5) 廃業した法人又は個人

第 3 公共施設維持管理業務の委託、役務の提供及び物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格等

（競争入札参加資格の申請に必要な要件）

- 1 競争入札参加資格（以下第 3 において「資格」という。）の申請をすることができる者は、第 1-1（4）アからオまでに掲げる者のいずれにも該当しない者及び次の各号に掲げる者以外の者とする。
 - (1) 施行令第 167 条の 4 及び施行令第 167 条の 11 第 1 項に該当する者
 - (2) 営業に関し、法令上必要とする許可、認可等（以下第 3 において「許認可等」という。）を受けていない者（資格審査の実施）
- 2 資格審査は、2 年に 1 回定期的に行うものとする。なお、市長が必要と認めるときは随時の審査を行うことができる。
（資格審査の申請）
- 3 資格審査の申請をしようとする者は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）、暴力団排除に関する誓約書（別記様式）等（以下第 3 において「申請書等」という。）を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は別に定める。
（資格の認定）
- 4 資格は、申請書等に基づいて、次に掲げる項目を審査し認定する。
 - (1) 資格審査の申請書等を提出しようとする日の直前の営業年度の終了日からさかのぼって 2 年の販売等の年間実績高
 - (2) 従業者数
 - (3) 営業年数（認定者の名簿登載）
- 5 4 の規定により認定された者は、競争入札参加資格者名簿に登載する。
（資格の有効期間）
- 6 4 の規定により認定された資格の有効期間は、当該資格が認定された日の翌日から次の定期の審査に基づく資格の認定の日までとする。
（合併等による資格審査の申請）
- 7 資格を有する者（以下第 3 において「有資格業者」という。）から合併等により当該営業を継承した者（許認可等を有する者に限る。）又は、相続等により当該営業を継承した者（許認可等を有する者に限る。）は、その都度、物品製造等入札参加資格継承審査申請書等（以下第 3 において「継承申請書等」という。）を提出することができるものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。
（資格審査の特例）
- 8 継承申請書等を提出した者の資格の認定、認定者及び資格の有効期間については、4、5 及び 6 の規定を準用する。この場合において、4 中「申請書等」とあるのは、「継承申請書等」と読み替えるものとする。
（廃業等の届出）

- 9 申請書等又は継承申請書等を提出した者が、次の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。
- (1) 死亡したとき その相続人
 - (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
 - (3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人
 - (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その精算人
 - (5) 廃業したとき 本人又は役員
(変更の届出)
- 10 申請書等又は継承申請書等を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに変更届書等を提出するものとし、その他必要な事項は、別に定める。
- (1) 商号又は名称
 - (2) 住所及び電話番号
 - (3) 代表者
 - (4) 組織（有限会社から株式会社への変更等）
 - (5) 営業所等の名称、所在地、電話番号及び代理人（委託契約に関する権限を委任している場合）
(資格の認定の取消し等)
- 11 市長は、有資格業者が次の一に該当する者となったとき、第 1-1 (4) アからオまでに掲げる者のいずれかに該当することが判明したとき又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消し、その旨を通知するものとする。(1) 施行令第 167 条の 4 及び施行令第 167 条の 11 第 1 項に該当することとなった者
- (2) 営業に関し法律上必要とする登録等を失うこととなった者
 - (3) 死亡した者（個人）
 - (4) 合併又は破産等により消滅又は解散した法人
 - (5) 廃業した法人又は個人

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 合併前の競争入札に参加する者に必要な資格(平成 16 年 11 月 24 日相良町告示第 111 号)及び競争入札に参加する者に必要な資格(平成 16 年 12 月 1 日榛原町告示第 41 号)により認定した資格は牧之原市に継承する。ただしこの告示第 1 については、それぞれ旧町の告示により申請された申請書をもとに、改めて資格を認定するものとする。

附 則 (平成24年牧之原市告示第188号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成24年 8 月 1 日から適用する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行前にした改正前の競争入札に参加する者に必要な資格の規定による申請及び認定は、改正後の競争入札に参加する者に必要な資格の規定（第 1、第 2 及び第 3 中「、暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（別記様式）」を加える規定を除く。）に基づいてしたもののみならず。
- 3 前項の規定により資格を有するとみなされる者は、この告示の公布の日から起算して 1 箇月をこえない範囲内で別に定める日までに、改正後の競争入札に参加する者に必要な資格の

規定（第1、第2及び第3中「、暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（別記様式）」を加える規定）による別記様式を提出するものとする。

附 則（令和4年2月1日告示第16号）

この附則は令和4年2月1日から施行する。

誓 約 書

私は、以下に掲げる者に該当しないことを誓約します。また、参加資格確認のため、必要な官公庁への照会を行うことについて、承諾いたします。

- 1 役員等が暴力団員等であると認められる者
- 2 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- 3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供与し又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

年 月 日

牧之原市長

所在地又は住所
商号又は名称
代表者の職・氏名

印